

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 19 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 6 年岩手県人事委員会規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第 9 条の 4 [略]</p> <p>2 前項の規定により年次休暇の日数を算定した場合において、直近の勤務形態の変更の日における年次休暇の日数が当該変更の日の前日における年次休暇の日数を下回る場合には、前項の規定にかかわらず、当該変更の日の前日における年次休暇の日数とする。</p> <p>(年次休暇の繰越し)</p> <p>第 10 条 勤務時間等条例第 13 条第 2 項の人事委員会規則で定める日数は、20 日 <u>(第 9 条第 1 項各号に掲げる職員にあっては、同項の規定による日数)</u> とする。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第 12 条 勤務時間等条例第 15 条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) <u>9 歳</u>に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において 5 日の範囲内の期間</p> <p>(15)～(25) [略]</p> <p>(休暇の単位等)</p> <p>第 14 条 年次休暇の単位は、1 日又は半日若しくは 1 時間（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、1 日又は 1 時間）とする。</p> <p>2～7 [略]</p>	<p>第 9 条の 4 [略]</p> <p>2 前項の規定により年次休暇の日数を算定した場合 <u>(前項に規定する当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合を除く。)</u> において、直近の勤務形態の変更の日における年次休暇の日数が当該変更の日の前日における年次休暇の日数を下回る場合には、前項の規定にかかわらず、当該変更の日の前日における年次休暇の日数とする。</p> <p>(年次休暇の繰越し)</p> <p>第 10 条 勤務時間等条例第 13 条第 2 項の人事委員会規則で定める日数は、20 日とする。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第 12 条 勤務時間等条例第 15 条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) <u>12 歳</u>に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において 5 日の範囲内の期間</p> <p>(15)～(25) [略]</p> <p>(休暇の単位等)</p> <p>第 14 条 <u>年次休暇、病気休暇及び介護休暇</u>の単位は、1 日又は半日若しくは 1 時間（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、1 日又は 1 時間）とする。</p> <p>2～7 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。